

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に本県を襲った東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であり、大きな揺れによる被害とその後続いた大津波により、本県沿岸部を中心に極めて甚大な被害を及ぼしました。また、沿岸部を中心に大きく地盤が沈下し、原形復旧による復興は極めて困難な状態となっています。

このように甚大な被害を被った本県として、どのように復興を果たしていくかということについては、4月11日に「宮城県震災復興基本方針（素案）」を県民の皆様へ提示しました。さらに、我が国を代表する学識経験者からなる「宮城県震災復興会議」を設置し御提言をいただくとともに、県民の意見を伺いながら、今後10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定することとしました。

本県を襲った未曾有の大災害から県民と力を合わせて復興を成し遂げていくためには、従来とは違った新たな制度設計や思い切った手法を取り入れていくことが不可欠です。このため、宮城県震災復興計画は、「提案型」の復興計画として策定しました。

2 基本理念

東日本大震災では、地震及び本県の沿岸全域を襲った津波によって多くの尊い命が失われるとともに、相当数の家屋が損壊・喪失し、さらに、鉄道・道路をはじめとする公共交通網や電気、上下水道、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、我が国の戦後最大規模といわれる未曾有の被害が生じました。

本県では、震災直後の人命救助を皮切りに、懸命な捜索活動、避難所の確保や救援物資の輸送など、緊急的な対策に取り組んできました。しかし、厳しい状況に置かれている被災者をはじめ、県民の生活は、今なお不安定なものであることから、何よりもまず、生業の確保など被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組み、県民生活を一日でも早く回復させる必要があります。また、県民の復興への意欲を高め、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

復興の担い手は県民一人ひとりであり、それぞれが復興活動に取り組んでいかなければならないことはもちろんですが、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が、総力を結集して活動に臨まなければ、ふるさと宮城の復興と発展を実現することはできません。その際、平成23年3月11日以前の状態へ回復させるという「復旧」だけにとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、県勢の発展を見据えた最適な基盤づくりを図っていくことが重要です。そして、災害からの復興にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど現代社会を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりに取り組んでいく必要があります。

復興までの道のりは決して平坦なものではなく、むしろ高く険しいものとなります。しかし、

復興に向けた取組を通して、宮城県民のみならず、東北が、そして日本全体が絆を深め、共に手を携えて険しい道を歩んだ先には、必ず明るい未来が開けるはずです。10年後には、今回の震災から復興するために必要な新たな制度設計や手法を取り入れ、県民一丸となった復興を成し遂げることによって、壊滅的な被害からの復興モデルとなるよう、ふるさと宮城の再生とさらなる発展に向けて、全力で取り組みます。

基 本 理 念

1 災害に強く安心して暮らせるまちづくり

今回の災害の原因や被害を検証し、空間的な暮らし方や歴史的観点を踏まえたハード・ソフト両面の対策を講じることにより、同等の災害が起こっても人命が失われることのない、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを目指します。

2 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興

未曾有の大災害で犠牲になった方々への追悼の思いと、宮城・東北・日本の絆を胸に、県民一人ひとりが復興への役割を自覚し主体となるとともに、国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を図ります。

3 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

被災地の「復旧」にとどまらず、これからの県民生活のあり方を見据えて、県の農林水産業・商工業のあり方や、公共施設・防災施設の整備・配置などを抜本的に「再構築」することにより、最適な基盤づくりを図ります。

4 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

災害からの復興を図っていく中で、人口の減少、少子高齢化、環境保全、自然との共生、安全・安心な地域社会づくりなど現代社会や地域を取り巻く諸課題を解決する先進的な地域づくりを目指します。

5 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

震災から10年後（平成32年度）には、新たな制度設計や思い切った手法を取り入れた復興を成し遂げることにより、壊滅的な被害からの復興モデルを構築します。

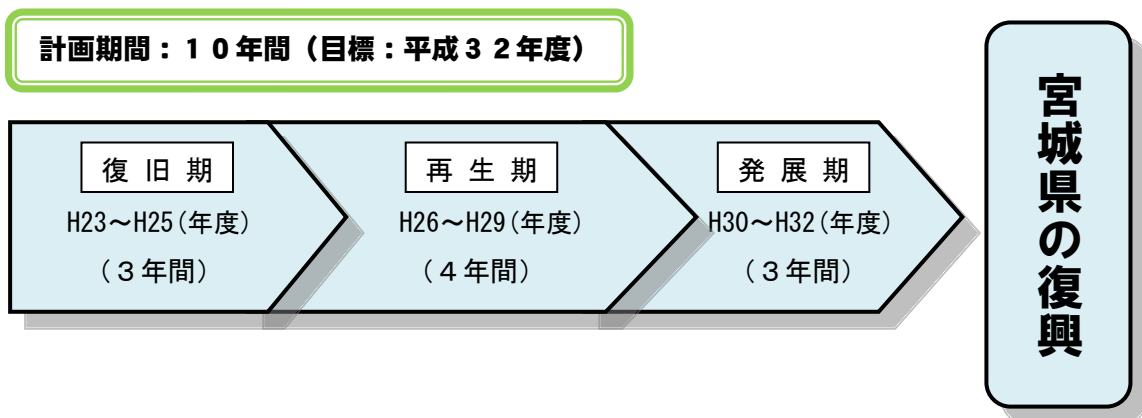
3 基本的な考え方

(1) 計画期間

県内の全域に甚大な被害が発生していることから、復興を達成するまでの期間をおおむね10年間とし、平成32年度を復興の目標に定めます。

さらに、全体10年間の計画期間を3期に区分し、被災者支援を中心に生活基盤や公共施設を復旧させる「復旧期」として3年間（H23～25年度）、直接の被災者だけでなく、震災の影響により生活・事業等に支障を来している方々への支援を更に充実していくとともに、本県の再生に向けたインフラ整備などを充実させる「再生期」として4年間（H26～29年度）、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」として3年間（H30～32年度）を、それぞれ設定します。

特に、復旧期の段階から、再生期・発展期に実を結ぶための復興の「種」をまき、ふるさと宮城の復興に結びつけます。



(2) 復興の主体

復興活動は、国・県・市町村、企業、団体、NPOなど、多様な活動主体が互いに手を携え、共に歩んでいくという連携・共助の精神を共有し、「絆」という人と人との結びつきを核として取り組んでいく必要があります。復興の主体は、あくまでも県民一人ひとりであり、民間はじめ様々な主体による復興に向けた事業や取組が幅広く進められていくことによって、復興事業相互の効果が相乗的に高まっていくことになります。行政はこうした復興に向けた活動を、全力でサポートする体制を構築します。

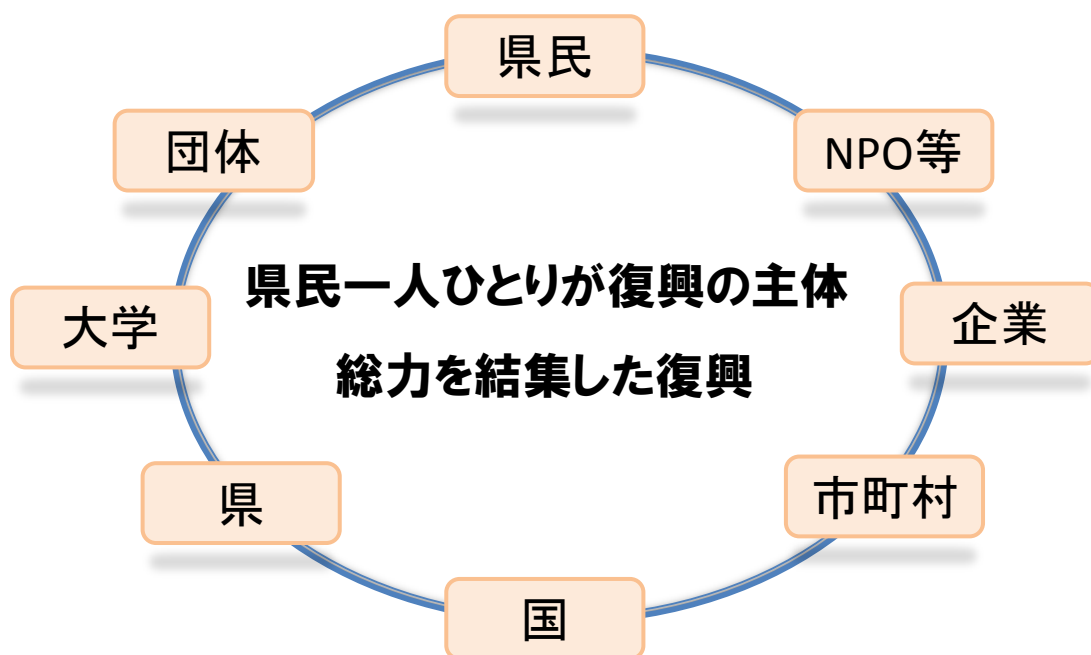
(3) 対象地域

今回の震災の物的・人的被害は、県内全域にわたり生じており、サプライチェーンの分断をはじめとした経済的被害も広範囲に及んだことから、震災被害のあった県内全域を計画の対象とします。

なお、特に、津波による人命や財産の被害が著しく甚大な沿岸被災市町については、ランドデザインの再構築を行い、新しいまちづくりに向けて重点的に取り組むエリアと位置付けます。

(4) 進行管理

本計画の進行管理については、PDCAサイクルのマネジメント手法により、事業の執行状況や事業目的の達成状況について、県民に明らかにするとともに、外部有識者等の意見も取り入れながら評価を行い、その結果を具体的な復興の取組に反映することにより、計画の着実な推進を図ります。



4

緊急重点事項

被災者をはじめ、県民生活は今なお不安定な状態が続いており、県としても応急仮設住宅の建設をはじめ各種生活支援に取り組むなど、県民生活の一日でも早い回復に向け、緊急的な対応に取り組んでいるところです。

今後も引き続き被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組む必要があることから、全県的に緊急対応が必要な以下の10項目を緊急重点事項として、国と連携し市町村とともに重点的に取り組みます。

(1) 被災者の生活支援

現在も、県内外に多数の避難者がおり、食料、日用品等の生活物資や生活拠点の確保が緊急的な課題となっていることから、必要な物資の確保を図るとともに、応急仮設住宅2万3千戸の建設や民間賃貸住宅の借り上げ、被災住宅の再建・補修など各種住宅支援を行うほか、県内外への集団避難について引き続き支援し、被災者の安定した生活を確保します。住宅の復興に当たっては、災害公営住宅を中心とする公的住宅供給を進めることにより、必要な住宅確保に努めます。

さらに、被災者の生活相談や心のケア、資金面などからの支援を行うとともに、避難所や応急仮設住宅における保健衛生の向上など幅広い生活支援を行います。

【主な事業】 応急救助事業、被災者生活再建支援事業、応急仮設住宅確保事業、災害公営住宅整備事業、生活福祉資金貸付事業、心のケアセンター事業

(2) 公共土木施設とライフラインの早期復旧

広域かつ甚大な被害が発生している公共土木施設とライフラインについては、各事業主体が一丸となって、今後の災害復旧や復興へ向けた基盤となる道路、港湾、空港、鉄道をはじめ、県民の生活再建に不可欠な上下水道、電気、ガス、通信の復旧に引き続き取り組みます。また、地盤沈下した沿岸部を高潮等から防御するための海岸保全施設の応急的な復旧と併せ、決壊した河川堤防等の応急的な復旧を早急に行うほか、浸水地域内の内水対策として、国などの関係機関と連携しながら、排水ポンプ設置や浸水情報の提供などに緊急的に取り組みます。

【主な事業】 災害復旧事業〔道路、港湾、空港、河川、海岸、砂防、流域下水道、都市公園、広域水道、工業用水道〕

(3) 被災市町村の行政機能の回復

震災で甚大な被害を受けている市町村において、早急に必要な公共施設の整備や復興に従事する人員を確保するとともに、滅失した公文書の復元や、情報システムをはじめとする業務基盤の復旧を行うなど、国、県及び市町村が連携して行政体制や行政機能の早期回復を図ります。また、まちづくりなど復興のために新たに必要となる事務についても支援します。

【主な事業】 市町村の行政機能回復に向けた総合的支援（人的支援を含む）、災害復旧資金（貸付金）、復興まちづくり計画策定支援事業

(4) 災害廃棄物の処理

津波被害により、陸域・海域に膨大な災害廃棄物が発生し、県民生活に重大な影響を与えていることから、市町村が自ら処理することが困難な場合は県が代行して災害廃棄物の処理を進め、1年以内に災害廃棄物を現場から一次仮置き場に撤去し、分別の上、おおむね3年以内に大規模な二次仮置き場に移動し一元的に処理します。

【主な事業】 災害等廃棄物処理事業

(5) 教育環境の確保

震災で被害を受けた学校や社会教育・体育施設の早期復旧を図るとともに、被災地区校を中心に教職員などの人的体制を強化し、適正な教育環境の確保を図ります。また、被災した児童生徒に対し、奨学資金貸付等の就学支援や、適切な心のケアに努めるほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保に取り組みます。

【主な事業】 県立学校施設災害復旧事業、被災児童生徒就学支援（援助）事業、教育相談充実事業

(6) 保健・医療・福祉の確保

被災者の健康を確保するとともに、沿岸部を中心に病院、診療所等の機能が停止していることから、地域の連携のもと、ハード・ソフト両面から緊急に医療の提供体制を整備します。また、地域医療の復興を円滑に進めるため、医療従事者の流出防止に取り組みます。

さらに、被災者が必要な医療を安心して受けることができるよう、医薬品の提供体制の整備や医療保険の円滑な運営等に努めます。

あわせて、震災で親を失った子どもなどに対して、県内の里親による保護・養育などの支援を行うとともに、震災で甚大な被害を受けた老人福祉施設等の復旧をはじめ、高齢者や障害者などに対する支援体制を整えます。

【主な事業】 医療施設等災害復旧支援事業、被災地の診療確保事業（仮設診療所整備）、医

療従事者確保・流出防止支援事業，老人福祉施設等災害復旧支援事業，健康支援事業，サポートセンター等整備事業

(7) 雇用・生活資金の確保

沿岸部では，中小企業を中心に，工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者が多数に上り，従業員の解雇，休業や新規学卒者の内定取消し等の雇用問題や，被災した漁業者や農業者等の生活再建などの問題が深刻化していることから，被災した企業に対して雇用を維持するための支援を行うとともに，被災した漁業者や農業者等を復興事業等で積極的に雇用するなど，被災者の雇用と生活資金の確保を進めます。

【主な事業】 雇用維持対策事業，緊急雇用創出事業，勤労者地震災害特別融資制度

(8) 農林水産業の初期復興

沿岸部の主要な漁港・漁場と農林業地域に堆積したがれき等については，早急に撤去するとともに，農地の除塩対策を進めるなど，漁港・漁場の機能と農林業の生産基盤の回復を図ります。また，被災した農林水産業者を対象とした経営・金融相談を実施し，事業再開・再建に向けた支援を強化するとともに，被災を免れた産地と関係団体等が連携して，緊急的に農林水産物の供給維持等に取り組み，安定した供給体制の構築を目指します。

【主な事業】 東日本大震災災害復旧事業，農林水産業共同利用施設災害復旧事業，東日本大震災農業生産対策事業，林業・木材産業施設早期再開支援事業，林業・木材産業活力維持緊急支援事業，東日本大震災に係る農林漁業制度資金利子・保証料助成事業，漁場生産力回復支援事業，みやぎの漁場再生事業，水産都市活力強化対策支援事業，漁船漁業構造改革促進支援事業

(9) 商工業の復興

沿岸部を中心に商店や工場施設等は甚大な被害を受けたことから，仮設店舗・工場等での事業開始のための支援や本格的な事業再開に向けた店舗・工場等の復旧・整備支援を行います。また，商業・生産活動に支障を来している中小事業者等に対し，相談体制を充実させるとともに，事業の維持・再開に向けた総合的な金融・経営支援を講じ，地域経済を牽引する商工業の早期復興を目指します。

【主な事業】 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金，中小企業組合等共同設備等災害復旧費補助金，中小企業経営安定資金等貸付金

(10) 安全・安心な地域社会の再構築

震災で著しく低下した消防防災機能の早期回復を行うとともに，防災施設・設備の復旧を

行い、行政や防災関係機関などにおける防災体制の見直しを図ります。また、女川原子力発電所周辺地域における放射能等監視体制と、全庁的な原子力災害対応体制の再構築を図ります。

なお、福島第一原子力発電所の事故により、教育、農林水産物及び基幹産業など、県民生活の様々な面で影響が生じていることから、学校等も含めた全市町村での放射線測定を行うほか、農林水産物の放射能検査体制の整備や風評被害を払拭するための取組を行うなど、放射能等監視体制の強化・充実を図ります。また、エネルギー利用のあり方や安全対策、放射能等に関する情報発信体制の確立などについて、国に対し、原子力発電に関する責任を果たすよう、申し入れます。

さらに、震災で被災した警察署、交番、駐在所等警察施設の早期回復に併せ、警察施設に防災拠点としての機能を持たせるなどの機能強化を図るとともに、緊急車両等装備品を補充・確保するほか、防犯及び安全かつ円滑な交通環境に配慮した安全・安心な地域社会の再構築を図ります。

【主な事業】 消防力機能回復事業、石油コンビナート等防災対策事業、医療施設耐震化事業、情報伝達システム再構築事業、原子力防災体制整備事業、環境放射能等監視体制整備事業、県産農林水産物等輸出促進事業（放射能検査機器整備）、各種警察活動装備品等整備事業、交通安全施設復旧整備事業

5 復興のポイント

復興を進めていくに当たっては、従来とは違った新しい制度設計や思い切った手法を積極的に取り入れて、復旧にとどまらない抜本的な「再構築」を行い、産学官の連携なども活用しながら、先進的な地域づくりを行っていく必要があります。このため、以下の10項目を復興計画実現のためのポイントとし、その実現に向けて国へ提案・要望するとともに、県民や市町村と一体となった取組を推進していきます。

(1) 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

本県沿岸部に位置する市町は地震による被害に加え、大規模な津波により壊滅的な被害を受けました。このため、高台移転、職住分離、多重防御による大津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進します。

(2) 水産県みやぎの復興

震災により水産業に関連する生産基盤や関連産業は壊滅的な被害を受けました。また、漁業者の高齢化などが進む厳しい状況下においては、これまでの水産業の「原形復旧」は極めて困難です。このため、本県水産業の復興と発展に向けて、「原形復旧」にとどまらず法制度や経営形態、漁港のあり方等を見直し、新しい水産業の創造と水産都市の再構築を推進します。

(3) 先進的な農林業の構築

農業は、沿岸部を中心に農地の冠水や施設の損壊など甚大な津波被害を受けており、被災以前と同様の土地利用や営農を行うことは困難です。このため、土地の利用調整を行いながら農地の集約化や経営の大規模化、作目転換等を通じて農業産出額の向上を図るとともに、6次産業化などのアグリビジネスを積極的に進めるなど、競争力のある農業の再生、復興を推進します。あわせて、木材産業の早期再建を進め、活力ある林業の再生を図ります。

(4) ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

ものづくり産業は、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、また、本県の産業集積の中核をなす自動車関連産業や高度電子機械産業においては、地震による直接的被害とサプライチェーンの障害の影響により、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にあります。このため、早急に生産活動を震災以前の水準に戻すことが必要不可欠であり、早期復興に向けた支援や自動車関連産業等の更なる誘致を進めるとともに、次代を担う新たな産業の集積・振興等を図り、地域特性を活かしたものづくり産業のグランドデザインを再構築し、第1次産業から第3次産業までバランスのとれた産業構造を創造します。

(5) 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

本県の代表的な景勝地の一つである松島や被害の比較的少なかった内陸部等が中心となって観光復興の取組が進められていますが、風評被害、交通インフラの未復旧等により観光客は大きく減少しています。このため、観光情報の発信や、交通インフラの復旧・充実を図るとともに、DC（デスクティネーションキャンペーン）等の観光キャンペーンの実施、インバウンド（外国人旅行客の誘致）への対応強化、新たな観光ルートの構築、震災の経験を活かした観光振興の取組等を推進し、多様な魅力を有するみやぎの観光を再生します。

(6) 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

医療・福祉施設は沿岸部を中心に大きな被害を受けました。このため、医療・福祉施設の早期復旧とともに、被災市町における住宅や商店街、地域内交通の整備等のまちづくりと一体的に保健・医療・福祉提供体制の再構築を県全体で推進します。あわせて、被災施設の立地、広域的医療体制の重要性、地域コミュニティにおける連携の重要性等の教訓を十分踏まえるとともに、生産年齢人口の減少や高齢者の増加を見据えて、子どもから高齢者までだれもが安心して暮らせる地域社会づくりを推進します。

(7) 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

原子力発電所の稼働停止の影響によるエネルギー確保の問題から、今後、太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入や、エネルギー性能の高い設備への転換など、クリーンエネルギーを最大限活用していくことが課題となっています。このため、被災地の復興に当たっては、新たな都市基盤にクリーンエネルギーの活用を組み込んだまちづくりを積極的に推進します。

(8) 災害に強い県土・国土づくりの推進

今回の震災により、被災地だけでなく、一極集中型の国土構造や社会システムの脆弱性が明らかになりました。このため、耐災性の高い多重型交通ネットワークの構築や、迅速かつ確実性の高い災害情報収集・伝達体制の整備等の推進と併せて、中核的な広域防災拠点の設置や国の危機管理代替機能の整備について提言していきます。

(9) 未来を担う人材の育成

震災後の宮城の復興を実現し、持続可能な地域社会をつくっていくために何より必要なのは、未来を担う人材の育成です。このため、被災地の教育環境の整備と子どもたちの心のケアや防災教育の充実を図ります。また、子どもたちに他者や社会との関わりを再認識させた今回の震災の経験を生かしながら、本県独自の「志教育」に一層取り組み、我が国や郷土の発展を支える人づくりを推進します。

(10) 復興を支える財源・制度・組織の構築

復興には多額の経費を要し、柔軟な制度運用が必要となります。このため、今回の震災を踏まえた新たな財源確保策や、東日本復興特区の創設について国に提言していきます。あわせて、今回の震災は被災地域が複数県にまたがる未曾有の広域災害であることから、被災県・被災市町村の枠を超えた連携を推進します。